介護保険サービス事業者に対する行政処分について

介護老人保健施設開設者並びに指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に対し、平成28年9月14日付で次のとおり介護保険法(以下「法」という。)に基づく許可及び指定の一部の効力を停止する処分を行いました。

- 1 事業者(開設者)の状況
 - (1) 事業者(開設者) 医療法人 桂生会 (理事長 金成 秀生)
 - (2) 事業者所在地 いわき市平字鎌田町 12番地
 - (3) 対象施設等

許可事業所:介護老人保健施設 四季庵

指定事業所:指定短期入所療養介護 介護老人保健施設 四季庵

指定通所リハビリテーション 介護老人保健施設 四季庵

指定介護予防通所リハビリテーション 介護老人保健施設 四季庵

- (4) 対象施設等所在地 いわき市好間町中好間字六反歩 1-46
- 2 処分の通知年月日 平成28年9月14日
- 3 処分の内容 許可及び指定の一部の効力停止 (新規利用者の受入れ停止)
- 4 効力の一部停止期間 平成28年10月1日から平成28年10月31日までの1か月間
- 5 処分の理由

(不正請求:法第104条第1項第6号、法第77条第1項第6号、法第115条の9第1項第5号)

- (1) 常勤として勤務すべき管理者兼医師が常勤として勤務しておらず、人員基準を満たしていない状況が平成27年5月から監査時(平成28年2月)までの間継続していた。
- (2) (1)に掲げる人員基準を満たしていない期間において、本来であれば介護報酬を3割減算して請求すべきところ、介護報酬を減算せずに請求・受領していた。